

平成27年10月14日

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 大 東 和 美  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年10月9日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。  
 なお、質問番号の欠番については、秘密保持対象の情報を含む質問のため、公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
575	説明書（補足）	P. 2	3. (1)	「本説明書等に対する質問」とありますが、「本説明書等」には、貴センターより既に公表されている回答書、正誤表、及び、競争参加資格を有する者への配布資料も含まれると理解して、よろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
576	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	一般的に、競争参加資格を有する者（以下「有資格者」といいます。）に限定した質疑、競争的対話の内容は、各有資格者の提案内容の独自性を確保する為、①他有資格者へは開示しない、あるいは②質問を提出した有資格者が、質問項目毎に非開示を指定できる等の配慮がなされます。つきましては、「上記の質問に対する回答は、競争参加資格を有する者に通知する」とありますが、回答の通知先は有資格者全員ではなく、当該質問を提出した有資格者のみとして下さい。	説明書15(2)及び説明書（補足）3.(2)のとおりです。今回の質問、回答は、有資格者に限定した質疑や競争的対話を行うものでなく、発注者の配布資料の内容確認等のために行うものです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
577	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	質問に対する回答が、競争参加資格を有する者全員に通知されるのであれば、質問者が、技術提案の内容が推測できる等の理由から、非開示を求める質問及び回答がある場合には、質問時に、非開示の指定ができるものとさせていただきます。	質問者側から非開示の指定はできません。質問は、その前提で行って下さい。 また、質問、回答は、手続きの公平性や透明性を確保するため、秘密保持対象の情報を含むものを除き、公表することとしています。
578	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	質問に対する回答内容で質問者の技術提案の内容が推測できること等の理由から、質問者が、非開示を求める場合には、非開示の指定ができるものとさせていただきます。	質問番号577の回答のとおりです。
579	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	質問に対する回答は、秘密保持対象の情報を含む質問及び回答を除き、11月2日から閲覧に供され、JSCホームページに掲載されるとのことですが、「秘密保持対象の情報」の定義を教示下さい。 また、質問者が、非開示と指定したものは、閲覧及びホームページの掲載の対象外とさせていただきます。	「秘密保持対象の情報」とは、セキュリティ上の理由、あるいは第三者に不利益を与える可能性があることなどにより、発注者が秘密保持が必要と考える情報のことをいいます。 質問者が非開示と指定することはできません。閲覧及びホームページの掲載については、説明書（補足）3. (2) のとおりです。
580	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	「上記の質問に関する回答は、競争参加資格を有する者に通知する」とありますが、通知は、技術提案書の提出期限が11月16日であることから、出来るだけ早い通知をお願いします。 なお、電話にてご連絡頂ければ、速やかに回答書を受け取りに参りたいと考えております。	説明書（補足）3. (2) のとおり、回答は作成したものから順次、競争参加資格を有する者に通知するとともに、閲覧に供します。
581	説明書（補足）	P. 2	3. (2)	「上記の質問に関する回答は、競争参加資格を有する者に通知する」とございますが、技術提案書の提出期限が11月16日であるため、回答は閲覧開始日（11月2日）を待たず随時回答下さいますようお願いいたします。 なお、技術提案書の提出期限が11月16日であることから、全ての回答は、閲覧開始日までに通知して下さいますようお願いいたします。	質問番号580の回答のとおりです。

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 大 東 和 美  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年10月15日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。  
 なお、質問番号の欠番については、秘密保持対象の情報を含む質問のため、公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
582	説明書（補足）	P. 4	6	「応募者は、技術提案書の提出時に・・・（中略）・・・添付すること。」とありますが、提出した技術提案書の中で公表する範囲（ページ）など、公表する範囲をより具体的にお示し願いたいと考えますが、如何でしょうか。	説明書22（3）に記載のとおり、提出された技術提案書（説明書（補足）4（2）に記載する追加資料（指摘確認資料）を含む。）について、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なうおそれのある部分を除き、公表することとしています。
583	説明書（補足）	P. 4	6	「応募者は、技術提案書の提出時に・・・（中略）・・・添付すること。」とありますが、提出した技術提案書の中で公表する範囲（ページ）を、応募者が指定することは可能でしょうか。	質問番号582の回答のとおりです。 なお、応募者が公表する範囲（ページ）を指定することはできません。応募者の権利、利益等を損なうおそれがあり、非公表とする範囲を黒塗りした資料を作成して提出してください。
584	説明書（補足）	P. 4	6	「技術的事項の確認後に技術提案書の内容を公表する」とありますが、技術的事項の確認後からヒアリング実施日までの間に提案書の内容を公表した場合、各応募者は、他の競争応募者の提案内容を知り得るおそれがあるため、公表時期をヒアリング実施後として頂く事は可能でしょうか。	公表時期については、技術的事項の確認後、ヒアリング実施前としております。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
585	説明書（補足）	P. 4	6	貴センターより交付された「公正な応募・契約手続の実施等についての確認・同意書」について、『同意する』を選択した上で、余白欄に公表の条件を付記させて頂くことは可能でしょうか。	様式のとおりに提出してください。なお、公表時期については質問番号584、公表の範囲及び内容については、質問番号582の回答のとおりです。

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 大 東 和 美  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年10月19日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。  
 なお、質問番号の欠番については、秘密保持対象の情報を含む質問のため、公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
586	説明書	3	3(6)	ヒアリングの出席者について 工事施工を共同企業体とする場合、ヒアリングに出席する監理技術者は、代表企業の監理技術者のみ必須であると考えて宜しいでしょうか。	監理技術者（建築）は、あらかじめ提出した技術提案書の内容について説明できる者で、最低1名出席して下さい。なお、これは必ずしも代表企業の監理技術者の出席を求めているものではありません。
587	技術提案書作成要領	1	3(1)⑤	工程計画は別紙様式5に記載しますが、これに加えて提出するA3版3枚以内の提案書にも工程表の記載は必要と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。 技術提案書作成要領P3 ⑤工期に記載のとおり、設計工程表、総合工事工程表について、A3版3枚以内の「工期」の技術提案の中に記載して下さい。
588	説明書	2	3(5)①b	別途工事（施工前に先行実施する予定の関連工事） 1. インフラ移設・撤去工事 2. 明治公園（四季の庭・霞岳広場）撤去 3. 明治公園橋撤去 4. 区道廃道部撤去 5. 区道廃道部インフラ撤去 6. 道路暫定線形工事等 について、その施工者および施工スケジュールをご教示ください。	施工者については、現時点では決まっておられません。施工スケジュールについては、平成28年末までに完了することを予定しています。 但し、インフラ移設に関し、インフラ企業が新国立競技場敷地の周辺で行う工事については、平成29年以降も行うことがあります。

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 大 東 和 美  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年10月20日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。  
 なお、質問番号の欠番については、秘密保持対象の情報を含む質問のため、公表しません。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
589	技術提案書作成要領	1、 3	1、 3.(2).③	□技術提案書作成においては、3.(2).③業務の実施方針の「設計段階、工事段階について、チーム編成、各担当者の能力や実績・資格」を具体的に記述することになっておりますが、1.総則には「技術者名等一覧を除き、～会社名等を記載しないこと」とあります。この「会社名等」には個人名の記載を含み、実績や資格を記述する各担当者の個人名は記載できないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
590	技術提案書作成要領	2	3.(2).②	□基本図面：平面図（全階）1/2000とありますが、1/2000のスケールでは部屋名図面内容を判読しにくいとため図面縮尺を主要階と同一の1/1000として、図面枚数を現在の12枚から18枚に増やしていただけないでしょうか。	技術提案書作成要領P2 ②基本図面に記載した縮尺及び用紙枚数は変更することはできません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
591	技術提案書作成要領	3	3. (2). ⑤	□技術提案書において、竣工引渡を2020年4月末より前倒した場合、「JSC様が行うIAAFおよびJAAFのフィールドの認証取得のお手伝いを竣工引き渡し後に行う」という理解でよろしいでしょうか。	<p>JAAFによる第1種公認及びIAAF CLASS1認証検定については、工事施工等業務の完了日までに行うこととしています。</p> <p>検定にあたっては、必要な補助作業に従事するとともに、基準に合致しない場合や、指摘事項による手直し等が発生した場合についても本事業者の責任において、工事施工等業務の完了日まで修正し、引き渡してください。</p> <p>なお、工事施工等業務の完了日まで認定書の受理は要しないものとします。</p>
592	技術提案書作成要領	別紙様式4	別紙様式4	□別紙様式4事業費提案書の中に電波障害対策費・各種負担金の記入欄がありますが、提示された資料において本事業費に含む記載は無く、当該費用に関する具体的な金額の明示も無い為、別途工事と考えてよろしいでしょうか。本工事に含まれる場合は、行政協議及び公益事業者との協議が出来ない為費用算出が出来ません。当該費用について想定される金額をお示し下さい。	<p>電波障害対策については、本事業に含まれますので、提案内容に基づき、必要に応じて電波障害対策費を適切に事業費として見込んでください。</p> <p>また、引き込み申請時に係る各種負担金については、「正誤表（平成27年10月22日付け）件名：業務要求水準書」No. 6のとおりです。</p> <p>上水道及び下水道引き込み申請時に係る負担金は、業務要求水準書【添付資料10】「インフラ状況・旧計画引込位置図」に示す引込位置、配管口径とした場合、生じない計画となっています。</p> <p>各種負担金の費用については、関係機関と打合せし、算出してください。</p>
593	業務要求水準書	2-1	1. (2)	□工事施工等業務の概要説明文中に「引き込み負担金」と記載がありますが、この意味は施工段階における手続き業務を示すものであり、本事業費に負担金を含まないと考えてよろしいでしょうか。	「正誤表（平成27年10月22日付け）件名：業務要求水準書」No. 6のとおりです。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
594	業務要求水準書	3-4	2. (2) . 表3	□竣工時68,000席を実装することが業務範囲だと思われませんが、記者席等のオーバーレイ工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。またパラリンピック対応の車いす席の増設のためのオーバーレイ工事も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書3-4 2. (2)表3のオリンピック競技大会開催時の観客席のうち、据付を行うのは、実質席数の約60,000席であり、残りの約8,000席については、発注者が別途指定する場所に納品してください。なお、メディア用のヘッドオンやプレス席等の整備は本業務の範囲に含まれます。 また、パラリンピック対応の車いす席の増設工事は別途工事ですが、短期間で容易に一般席の一部を取り外し、車いす席が増設できる計画としてください。
595	業務要求水準書 添付資料	添付資料 3-1	添付資料 3-1	□番号5-3備考欄に「陸上競技場公認に関する細則別表2に規定する付帯設備（公益財団法人日本陸上競技連盟発行「陸上競技ルールブック2015年度版）」とありますが、その「陸上競技場公認に関する細則別表2」のうち、本事業に含まれる陸上競技付帯設備（番号5-3）に該当するのは、「付帯施設」であり、その他の「必備用具」「必備器具」「常備を希望する用器具」は別途工事に含まれる陸上競技用器具（番号5-7）に該当するという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書【添付資料3】P1 番号5-3の陸上競技付帯設備に該当するものは、「陸上競技場公認に関する細則 別表2」に規定する「付帯施設」となります。 ただし、「必備用具」「必備器具」「常備を希望する用器具」のうち、回答書（第3回）質問番号42 回答の添付資料（追加1）【機器構成一覧】に示すものは、業務要求水準書 第3章 第4節 3. (9)②「陸上競技計時設備」として、本事業に含まれます。
596	業務要求水準書 参考資料	参考資料 1-1～1-14	参考資料 1-1～1-14	□工事概要・施工条件・設計協議内容等が不明です。ご提示下さい。	添付の資料は、旧計画の協議図です。新計画の工事概要・施工条件・設計内容については、改めて、旧計画の協議図及び提案する施設計画等に基づき、関係者と協議を行ってください。
597	業務要求水準書 参考資料	参考資料 1-1～1-14	参考資料 1-1～1-14	□既存信号及び埋設配管・ハンドホール撤去等は、本事業の工事着手前に別途実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	観音橋交差点、及び霞ヶ丘町交差点における既存信号機及び既存信号機の埋設配管・ハンドホールの撤去については本事業の工事着手前に別途実施します。
598	業務要求水準書 参考資料	参考資料 1-1～1-14	参考資料 1-1～1-14	□道路線形変更における舗装の改修は、基層の改修は不要とし、表層切削オーバーレイのみとしてよろしいでしょうか。	これまでの協議においては、基層工、路盤工の改修も行うことで公共施設管理者の同意を得ておりますが、改めて提案内容に基づき、関係者と協議の上、必要な改修を行ってください。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
599	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	2	第7条	□発注者は第Ⅰ期事業契約に基づき受注者から引渡しを受けた設計成果物を基に、「当初見積書等」の様式及び内容並びに提出方法等を受注者に通知した後、受注者は当該通知に従った「当初見積書等」を発注者に提出することとありますが、発注者は受注者が提出する「当初見積書等」とは別に第Ⅰ期事業契約に基づいた設計成果物をもとに、独自に第Ⅱ期事業費の金額を作成するものと理解してよろしいでしょうか。	第Ⅱ期事業の契約手続等については、新国立競技場整備事業に関する事業協定書、第7条に記載のとおりです。
600	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	2	第7条	□本質問書11において、発注者が独自に第Ⅱ期事業費の金額を作成する場合、価格等の交渉においては、受注者が提出した「当初見積書等」は発注者が独自に作成した第Ⅱ期事業費の金額と数量、単価等の点で比較する形式で交渉が実施されると理解してよろしいでしょうか。	質問番号599の回答のとおりです。
601	新国立競技場整備事業に関する事業協定書	2	第7条	□本質問書12において、発注者が独自に第Ⅱ期事業費の金額を作成する場合、価格等の交渉の結果、見積条件等の見直し等によって、発注者が独自に作成した第Ⅱ期事業費の総額金額を超えて金額が成立する場合もあるものと理解してよろしいでしょうか。	質問番号599の回答のとおりです。
602	回答書		質問番号82	□回答書質問番号82に、「廃道手続きは本業務の範囲外です」とあります。当該廃道について、本事業では建築基準法第42条に係る協議・手続きは不要との理解でよろしいでしょうか。	廃道手続きは本業務の範囲外であり、ご質問の主旨が不明です。
603	回答書		質問番号85	□区道廃道部の既存埋設配管等について「本事業の工事着手前に別途実施する」とありますが、廃道される区道と区道43-670号、区道43-690号及び都道北品川四谷線それぞれの交差点部分の埋設配管の撤去・閉栓についても本事業の工事着手前に別途実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	区道廃道部内の既存埋設管撤去・閉栓については、本事業の工事着手前に別途実施します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
604	回答書		質問番号 215	<p>□大会組織委員会からの追加要望（50億円）の工 事項目及び要求仕様は、「全て業務要求水準書に 含まれ、その詳細については、技術提案において 提案いただく内容となり、当該工事の費用の類推 を招く可能性があり、公正な競争を妨げる恐れが あることから公表しません」とありますが、第Ⅰ 期事業の契約締結後に追加要望の項目や仕様につ いて検討されていた図面・資料等の開示をお願い いたします。</p>	<p>第Ⅰ期事業の契約締結後、受注者からの要望 があれば、必要に応じて、追加要望に関する資 料等を開示します。</p>
605	回答書		質問番号 495	<p>□旧競技場の既存杭について、撤去が予定されて いない既存杭の杭先端レベルについて、【参考資 料4】「旧国立競技場の既存杭」を参照するよう 回答がありますが、杭先端レベルについての記載 がありません。再度、資料のご提示をお願いいた します。</p>	<p>【参考資料4】P1 既存杭伏図のTP、【参考資 料4】P2,3 杭の長さの資料及び【参考資料4】 P6,7,8 撤去した杭の長さから、杭の先端レベル の算出は可能です。</p> <p>（算出例）：南工区の⑮通り・F通りの杭は、 【参考資料4】P1 からTP24.74に位置することが 分かります。また、【参考資料4】P2 から杭長 は8mであり、【参考資料4】P6 スタンド撤去 杭一覧Ⅰからφ510の杭3本が、2m撤去されて いることが分かります。よって残置杭の長さは 6mであり、TP24.74から6mを差し引き、杭先 端レベルはTP18.74となります。</p>

## 回 答 書

競争加入者各位

契約担当役  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
 理事長 大 東 和 美  
 (公 印 省 略)

事業名：新国立競技場整備事業

平成27年10月27日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。  
 なお、質問番号の欠番については、秘密保持対象の情報を含む質問のため、公表しません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
632	説明書	14 19	4(4)④ 4(5)⑪	「複数名の候補者をもって提出した場合は、技術提案書の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書を再提出すること」とございますが、既に提出している資料と重複いたします。どの様な資料を提出すれば宜しいでしょうか。	任意の書式にて配置予定技術者を決定した旨の通知書を提出してください。
633	技術提案書作成要領	1	1、3(2)③	「技術者名等一覧（別紙様式2）を除き、技術提案書、説明図及び説明書類には会社名等を記載しないこと」とございますが、「③業務の実施方針」のうち「チーム編成、各担当者の能力や実績・資格」の記述に際し、各担当者氏名、実績プロジェクト名は実名を記載すると考えて宜しいでしょうか。	技術提案書作成要領P3 ③業務の実施方針「○設計段階、工事段階について、チームの編成、各担当者の能力や実績・資格」については、質問番号589の回答のとおり、各担当者氏名は記載しないで下さい。ただし、各担当者の実績については、プロジェクトの実名を記載していただいで結構です。
634	技術提案書作成要領	1	2、3	会社実績（任意様式）、技術者名等一覧（別紙様式2）、担当者実績（任意様式）、参加・協力設計事務所（別紙様式3）の資料について、会社名、個人名が記載されることから、「3 求める技術提案」の番号①～番号⑪とは別冊で提出すると考えて宜しいでしょうか。	会社実績、担当者実績には、会社名、個人名を記載しないで下さい。会社実績、技術者名等一覧、担当者実績、参加・協力設計事務所については、「3 求める技術提案」の番号①～⑪とは別にし、4つの資料は1つにまとめずに、別々にして提出してください。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
635	技術提案書作成要領	1	2(2)、(4)	「任意様式A4版片面1枚以内に記述すること」とありますが、1社につき1件、又は1名につき1件を1枚に記述すると考えて宜しいでしょうか。	技術提案書作成要領P1 2 会社実績・技術者名等一覧及び担当者実績に記載のとおり、会社実績は、1社につき1件とし、任意様式A4判片面1枚以内に記述して下さい。ただし、工事施工等業務を担当する会社が複数の場合も、任意様式A4判片面1枚以内に記述して下さい。 また、担当者実績は、1名につき1件を任意様式A4判片面1枚以内に記述して下さい。
637	技術提案作成要領_別紙様式6	-	見積様式【I.設計業務費】	パースや各種シミュレーション等の外部委託業務費は「直接経費及び間接経費」欄に記載すると考えて宜しいでしょうか。	外部委託業務費は「特別経費」欄に記載して下さい。
638	技術提案作成要領_別紙様式6	-	見積様式	単位欄に「人・日」とある項目は技師Cの換算数量を記載すると考えて宜しいでしょうか。	単位欄に「人・日」とある「数量」は、換算数量ではなく技術者の職種毎の実数量を記載して下さい。
639	技術提案作成要領_別紙様式6	-	見積様式	各表の最下欄に「経費合計」とありますが、「業務費合計」と変更して宜しいでしょうか。	技術提案書作成要領 別紙様式6の経費合計欄には、業務経費と技術料等経費の合計を記載して下さい。「経費合計」の名称を変更することはできません。
640	説明書（補足）	3	6	提案者が公表に同意した提案図書はすべて公表されるのでしょうか。それとも発注者の取捨選択により部分的な公表となるのでしょうか。後者の場合は、その判断基準をご教示願います。	第7回質問番号582の回答のとおりです。 なお、提案者が公表に同意した事項でも発注者側における秘密保持対象の情報については、非公表となります。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
641	業務要求水準書 質疑回答書	3-20 質問番号 169	1. 建築性能 (12)⑤b) (13)⑬	<p>【業務要求水準書】 「オリンピック・パラリンピック競技大会時には、テレビ中継車用駐車場として屋外スペースを確保する」、「ブロードキャストコンパウンド・・・を組織委員会と協議して確保する」</p> <p>【質疑回答書】 「オリンピック・パラリンピック競技大会時のテレビ中継車用駐車場・・・については、・・・中継車を25台以上設置できるスペースを確保するとともに、近接してオフィス、・・・、発電機（約900㎡）、休憩室などを別途工事にて整備できるスペースも確保する必要があります」、「コンパウンドスペースの確保の考え方は、大会時に使用しない屋外スペース（大会後の中継車用駐車場や一般駐車場、有効空地、立体公園下のスペースなど）を活用し、出来るだけメインスタンドに近い位置に、出来るだけ多くの面積を確保してください」</p> <p>とのことですが、敷地内にかなりのスペースを占めることとなります。大会時のメディアコンパウンドの敷地外への配置を協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ブロードキャストコンパウンドのうち、テレビ中継車用駐車場のスペースは必ず敷地内に確保してください。</p> <p>同駐車場は、中継車（幅2.6m以上（拡張時：4.6m以上）、長さ17.0m以上、高さ：4.3m以上）を25台以上を設置できるスペースであれば、立体公園下などを活用することも可能です。</p> <p>その他の機能（オフィス、ケータリング、保管庫、発電機（900㎡）、休憩室など）のスペースについては、可能な限り敷地内に確保してください。</p> <p>なお、詳細な配置等については、設計時に組織委員会と協議を行うことが可能です。</p>
642				<p>今回の事業の入札・契約に関しご提示いただいた各種資料については、「上限額」や「完成期限」を設定することで受注者に過度な義務や負担を課すものではなく、平成23年8月に国土交通省が発行した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の規定も踏まえ、正当な理由があるにも拘らず「上限額」・「完成期限」を厳守することが難しい場合、その責任を受注者だけが負うものではなく、発注者様も「上限額」・「完成期限」の厳守に責任を負うものであり、事実関係を踏まえて適時適切な合意ができるよう、発注者様も主体的にご尽力いただけると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>第5回質問番号241及び248の回答のとおりです。</p> <p>ご質問にある「正当な理由」、「事実関係」及び「合意」について、如何なる状況を想定しておられるか分かりかねますが、発注者及び受注者は、「新国立競技場整備事業協定書」及び「業務要求水準書」に基づき、適切に事業を推進していくこととなります。</p>

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
643				正当な理由があり「上限額」及び「完成期限」を厳守できない場合には、受注者から提案した内容に限定せず、工事内容の変更について、発注者様からご提示いただいた要求水準ラインを基準にご協議いただけると考えて宜しいでしょうか。	第5回質問番号241及び248の回答のとおりです。
644	平成27年10月22日付正誤表 平成27年9月16日付第4回回答書	2（正誤表）・1（回答書）	正誤表 9、10 質問番号70	□平成27年10月22日付で業務要求水準書の正誤表が発行され、No9で⑦、⑧、⑨の資料が追加されたと同時にNo10で「⑦は計画に応じて受注者が撤去することが可能である。⑧、⑨は撤去する」との記載があります。 平成27年9月1日付で公示された公募資料には⑦、⑧、⑨の項目は含まれておらず、一方、質問番号70の回答では、「別途工事の内容は、インフラ移設・撤去工事や、～を予定しており、本事業以外で別途行うものです。」との記載があり、⑦、⑧、⑨の撤去は本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	正誤表（平成27年10月22日付け）件名：業務要求水準書のNo. 10のとおり、⑦は計画に応じて受注者が撤去することが可能であるものです。このため、撤去する場合は本事業の対象となります。⑧、⑨は撤去するものであるため、本事業の対象です。 なお、質問番号70の別途工事の内容は、⑦、⑧、⑨の撤去工事に係らない内容です。
645	平成27年10月22日付正誤表	2	正誤表 9、10	□上記 質問番号1について、「⑧、⑨の撤去」が万が一 本事業に含まれる場合、撤去の対象になっている下水管は、下水道本管とは切り離されており、撤去の範囲は敷地内のみで、費用としてはその撤去費・処分費を見込めばよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
646	平成27年9月16日付第4回回答書 平成27年10月26日付第9回回答書	8（第4回）・3（第9回）	質問番号 105 594	□質問番号 105の回答には「本事業で整備する範囲は、6.8万席」とありますが、質問番号594の回答には「オリンピック競技大会開催時の観客席のうち、据付を行うのは、実質席数の約60,000席であり、残りの約8,000席については、発注者が別途指定する場所に納品してください。」とあります。  「発注者が別途指定する場所に納品する残りの席数」は、「本事業で整備する68,000席」と「オリンピック競技大会開催時に据付を行う実質席数」の数量の差分を納品するものと読替えてよろしいでしょうか。	「オリンピック競技大会開催時に据付を行う実質席数」が60,000席を上回る場合には、発注者が別途指定する場所に納品する残りの席数については、「本事業で整備する約68,000席」と「オリンピック競技大会開催時に据付を行う実質席数」の数量の差分として差し支えありません。

質問番号	資料等名	ページ番号	事項番号	質問内容	回答
647	平成27年9月16日付第5回回答書	12	質問番号211	□設定されている事業期間内に本事業を完成させるためには、効率的に設計業務を行うことが必要不可欠と考えております。都市計画決定されている構築物および都市計画法に係る協議事項などについては、前回の都市計画内容が公募の前提となっていると推察致しますが、その理解でよろしいでしょうか。	質問の事項番号（質問番号211：第三者の著作権等）と質問内容（都市計画関連）とでは、内容が異なります。質問内容に則してお答えしますと、計画に際し都市計画公園や地区計画など現行の都市計画等関係法令を遵守してください。 なお、新計画においても、改めて提案内容に基づき協議・手続きを行ってください。
648	平成27年10月26日付第9回回答書	1	質問番号590	□平成27年10月26日付回答書質問番号590において、「～基本図面に記載した縮尺及び用紙枚数は変更することはできません。」とのご回答ですが、基本図面が1/2000スケールの縮尺の場合、技術提案書審査の際に、諸室レイアウト等が判読できない懸念があると考えております。審査の観点からも縮尺、枚数について、ご変更いただけませんか。	質問番号590の回答のとおりです。 ただし、諸室レイアウト等が判読できず、必要な場合には、今後行う「技術的事項の確認」の中で確認させていただきます。
650	平成27年10月26日付第9回回答書	2	質問番号592	□上記質問番号6における、想定金額を見込むべき各種負担金のうち、上水道及び下水道以外の負担金は電力・電話（通信）・ガスのみと考えてよろしいでしょうか。	提案される計画に基づき、必要とされる全ての負担金について、適切に事業費として見込んでください。
651	平成27年10月26日付第9回回答書	3	質問番号594	□質問番号594の回答には「オリンピック競技大会開催時の観客席のうち、据付を行うのは、実質席数の約60,000席であり、残りの約8,000席については、発注者が別途指定する場所に納品してください。」とありますが、納入先は、東京都内と想定してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。